



こちらの工事は**岐阜県が発注した事業**です。

より良い職場づくりを推進する
岐阜県公契約条例が適用されています。

**適正な
賃金確保
のために**

請負事業者のみなさまへ

見積書には ~~材工一式~~ ではなく
労務費 を明記しましょう！

受託事業者のみなさまへ

請負人には県内業者を！
適切な労働環境の整備を！
障がい者等の就業機会の確保を！

**社会・
地域貢献
のために**

■公契約条例に関する問い合わせ先
岐阜県商工労働部労働雇用課
岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
TEL. 058-272-1111



■公契約条例を紹介する
岐阜県公式ホームページ

岐阜県公契約条例

web検索

岐阜県が発注する事業に参加される事業者の皆様へ

“岐阜県公契約条例”とは？

この条例は、公契約の適正な履行と質を確保するとともに、事業者の皆様方が取り組まれている、より良い職場づくり等の後押しとなるよう、基本理念や関係者の責務等を明らかにして、県の入札契約制度のより適切な運用を図ろうと、平成27年4月1日に施行されたものです。

県が発注する事業に参加される際には、この条例の趣旨をご理解いただき、条例に定める取組の推進に努めていただきますようご協力をお願いします。



1. 公契約の範囲等

- 県が発注する工事又は製造その他の請負契約
- 県と契約を締結し、又は締結しようとする事業者及びその請負人

2. 事業者の皆様の責務

- 県の事業に携わる者としての社会的責任を自覚し、契約を適正に履行するとともに、県が行う入札契約制度の適切な運用を図るための取組に協力するよう努めなければならない。

※今後、調査等へのご協力を求める場合もございます。

3. 社会的責任

- 従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備、障がい者等の就業機会の確保その他の地域・社会貢献に向けた取組の推進

4. 事業者の皆様にご努力いただく事項

- 入札における、労務費その他の経費を適切に積算した申込価格の算出
- 業務の一部を他の事業者へ委託される際の努力
 - ・請負人との契約にあたっては、「材工一式」ではなく、労務費等の経費の内訳を明らかにした見積もりを基に公正な契約の締結
 - ・県内事業者の受注機会の確保